

# 電気通信大学研究支援推進員に関する規程

平成22年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学に置く研究支援推進員の取扱いについて定めるものとする。

(職務内容)

第2条 研究支援推進員は、研究プロジェクト等の遂行を技術又は技能面から支援し、研究プロジェクト等を効果的に推進するため、特殊な技能や熟練した技術を必要とする業務に従事する。

(給与の取扱い)

第3条 研究支援推進員に適用する本給表は、次の各号の区分により決定する。

- 一 技術に関する職務に従事する研究支援推進員 一般職(一)本給表
  - 二 技能に関する職務に従事する研究支援推進員 一般職(二)本給表
- 2 前項の規定に関わらず、修士の学位を持つ研究支援推進員については、教育研究職本給表を適用することができる。ただし、職務の級は1級とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。